

「検察官の俸給に関する法律附則第5条について」

(現行定年を超える検察官の俸給月額等)

第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 検察庁法第二十二条第四項又は第七項本文の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と特定日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

1. 規定の趣旨

本条は、第1項において、現行定年を超える検事及び副検事の俸給月額について、当分の間、俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする旨の規定を設け（減額の開始時期については、現行定年に達した日の翌日からとする。）、第2項において、次長検事、検事長が63歳に達したこと 又は改正検察庁法第22条第4項若しくは第7項本文の規定により現行定年を超えて次長検事又は検事長として勤務した後、定年に達する前にその勤務の期限が到来したことにより検事に任命された者（準則で定める者を除く。）について、俸給月額のほか、次長検事、検事長であった当時の俸給月額に100分の70を乗じて得た額との差額を支給する旨の規定を設け、第3項において、第2項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を支給する旨の規定を設けるものである。

2. 規定の内容

(1) 63歳に達した検察官の俸給について（第1項）

一般職の国家公務員については、改正される一般職給与法の附則において、職員の俸給月額は、当分の間、その者が現行定年に達した日後における最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする旨の規定が設けられる。

検察官の俸給については、他の一般職の国家公務員の給与を定めた一般職給与法とは別に、検察官俸給法が制定されているところ、本改正による検察官の定年の引上げは、他の一般職の国家公務員とその趣旨を同じくするのであるから、現行定年を超える検察官の俸給月額についても他の一般職の国家公務員の制度を参考として、同様に減額する。

そこで、現行定年を超える検事及び副検事検察官の俸給月額についても、検察官俸給法の附則中に、当分の間、現行定年を超える検事及び副検事検察官に適用される俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする旨の規定を設けるものとする。

なお、改正検察庁法第9条第3項、第4項（第10条第2項の規定により準用される場合を含む）、第22条第3項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第81条の7第1項、第2項により、一定の場合には、現行定年又は改正検察庁法施行後の定年を超える検事が引き続き検事正又は上席検察官として勤務できることとしているが、次長検事や検事長と異なり、検事正や上席検察官の職は号棒と結びついていないことから、これらの規定により引き続き検事正又は上席検察官として勤務する者については、この減額の規定から排除していない。一方次長検事及び検事長については、改正検察庁法第22条第5項、第6項、同条第2項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第81条の7第1項、第2項の規定により、一定の場合には、現行定年又は改正検察庁法施行後の定年を超えて引き続き次長検事又は検事長として勤務できるとしているところ、次長検事又は検事長については官職と号棒が一致していることから、これらの規定により引き続き次長検事又は検事長として勤務するものについては、この減額規定を設けないこととした。

また、減額の開始時期については、一般職の国家公務員は60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）から減額することとされているが、検察官については、定年に達した時に退官することとされているため、減額の開始時期を4月1日とした場合、定年までの減額期間が誕生日により異なることとなり公平性を欠く制度となり得ることから、減額の開始時期を現行定年に達した日の翌日からとする。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みの導入に伴う調整額について (第2項)

一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢により降任等をされた職員等の俸給は、特定日以後、当該降任等前に受けていた号棒の俸給月額に100分の70を乗じて得た額とするものの、その額は当該降任等後にその者の属する職務の級の最高号棒の俸給月額を超えてはならない旨の規定が設けられることとされている。

前記のとおり、改正検察庁法第9条第2項（第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）により63歳に達した者を検事正又は上席検察官に充てる者から除く仕組みに伴う減額規定を改めて設ける必要はないものの、改正検察庁法第22条第4項又は第7項本文により次長検事及び検事長が63歳に達して検事に任命された場合には、その俸給月額は、他の一般職の国家公務員において、管理監督職勤務

上限年齢による降任等をされた職員等の俸給の特例制度を参考として、俸給月額のほか、その者の年齢が63年に達した日にその者が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額との差額に相当する額を俸給として支給する旨の規定を設けるものとする。

なお、一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢による降任等後にその者の属する職務の級の最高号俸の俸給月額を超えてはならない旨の規定が設けられるが、かかる制度を参考とした場合であっても、次長検事、検事長の俸給月額に100分の70を乗じて得た額は、検事の最上位である検事1号の俸給月額を超えないため、そのような規定を設ける必要はない。

(3) 改正検察官俸給法附則第5条第2項を設ける理由について

改正一般職給与法附則第8項は、当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が特定日以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額と定める。また、改正一般職給与法附則第10項は、管理監督職勤務上限年齢制の適用によって他の官職に降任等をされた日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日にその者の受ける俸給月額（特定日俸給月額）が、他の官職への異動日の前日にその者が受けていた俸給月額（基礎俸給月額）に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する旨定めるものとする。

このような調整規定については、60歳到達時点で占めていた官職に係る職務遂行能力や適性を有しているにもかかわらず、管理監督職から非管理監督職へ異動する上、給与も二重に引き下げられることは、士気の低下等を招き、ひいては公務全体の運営に支障を来すおそれがあることから導入されるものとされる。

この点、63歳に達した次長検事及び検事長及び現行定年を超えて次長検事又は検事長として勤務した後、定年に達する前にその勤務の期限が到来した次長検事及び検事長は、いずれも検事に任命される（改正検察庁法第22条第4項、第7項本文）ものとし、改正検察官俸給法附則第5条第1項は、63歳に達した日の翌日以後に当該職員の受ける号に応じた俸給月額の100分の70を乗じて得た額を支給することとしている。そうすると、次長検事及び検事長がこれらの規定により検事に任命された場合、俸給月額が二重に引き下げられるとの結果が生じることとなる。

そのため、他の一般職の国家公務員において導入される改正一般職給与法附則第10項とその趣旨を同じくする改正検察官俸給法附則第5条第2項を設けるものとする。

(4) 改正検察官俸給法附則第5条第2項につき、改正一般職給与法附則第12項ではなく改正一般職給与法附則第10項と考え方を同じくする理由について

改正一般職給与法附則第12項においては、改正一般職給与法附則第10項に規定する職員を除く他の官職への異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で

【第5条関係】 検察官の俸給に関する法律の一部改正

あって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、改正一般職給与法附則第10項及び第11項の規定に準じて算出した額を俸給として支給することとされている。

このような改正一般職給与法附則第12項は、管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴い俸給表を異にする異動をした場合など（例えば、指定職から降任した場合や降任後に俸給表を異にする異動をした場合）で改正一般職給与法附則第10項及び第11項による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員を対象としている。

この点、改正検察庁法第22条第4項により63歳に達した次長検事及び検事長又は改正検察庁法第22条第5項、第6項、同条第2項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第81条の7第1項、第2項の規定により、現行定年を超えて次長検事又は検事長として勤務した後、定年に達する前にその勤務の期限が到来した次長検事及び検事長は、改正検察庁法第22条第7項本文により検事に任命されることとなるが、検察官俸給法上、検察官の俸給月額を定める別表は、全ての検察官の俸給月額の区分を記載しており、次長検事や検事長についても、検事と同じ表とされている。

また、そもそも、他の一般職の国家公務員における俸給表は、各職員の職務の種類に応じて設けられているところ、検察官については、検察権を行使するという検察官の主たる職務について、全ての検察官が同一の権限を有しているのであるから（検察庁法第4条、第6条）、次長検事及び検事長と検事の職務の種類に違いはないものといえる。

そうすると、改正検察庁法第22条第4項又は第7項本文により次長検事及び検事長が検事に任命された場合であっても、俸給表を異にする異動をした場合等とはいえ、改正一般職給与法附則第12項ではなく、原則である改正一般職給与法附則第10項と考え方を同じくする改正検察官俸給法附則第5条第2項を設けるものとする。

なお、改正一般職給与法附則第10項においては、特定日俸給月額が基礎俸給額に「達しないこととなる職員」にはその者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を支給することとされている。この点、次長検事及び検事長が63歳に達した日の翌日に検事に任命された後の俸給月額は、仮に検事1号の俸給月額に100分の70を乗じて得た額であったとしても、次長検事又は検事長であったときの俸給月額に100分の70を乗じて得た額に、常に達しないこととなる。したがって、改正検察官俸給法附則第5条第2項においては、改正一般職給与法附則第10項のように、「達しないこととなる職員」といった、支給対象を限定する文言を入れる必要はない。

（参考）次長検事等の俸給月額及び100分の70を乗じた額について

次長検事	1、199、000 円	($\times 0.7 = 839、300$ 円)
東京高検検事長	1、302、000 円	($\times 0.7 = 911、400$ 円)
その他検事長	1、199、000 円	($\times 0.7 = 839、300$ 円)
検事1号	1、175、000 円	($\times 0.7 = 822、500$ 円)

【第5条関係】 検察官の俸給に関する法律の一部改正

検事2号	1,035,000円	($\times 0.7 = 724,500$ 円)
検事3号	965,000円	($\times 0.7 = 675,500$ 円)
検事4号	818,000円	($\times 0.7 = 572,600$ 円)
検事5号	706,000円	($\times 0.7 = 494,200$ 円)
検事6号	634,000円	($\times 0.7 = 443,800$ 円)
検事7号	574,000円	($\times 0.7 = 401,800$ 円)
検事8号	516,000円	($\times 0.7 = 361,200$ 円)
検事9号	421,500円	($\times 0.7 = 295,050$ 円)
検事10号	387,800円	($\times 0.7 = 271,460$ 円)
検事11号	364,900円	($\times 0.7 = 255,430$ 円)
検事12号	341,600円	($\times 0.7 = 239,120$ 円)
検事13号	319,800円	($\times 0.7 = 223,860$ 円)
検事14号	304,700円	($\times 0.7 = 213,290$ 円)
検事15号	287,500円	($\times 0.7 = 201,250$ 円)
検事16号	277,600円	($\times 0.7 = 194,320$ 円)
検事17号	256,300円	($\times 0.7 = 179,410$ 円)
検事18号	247,400円	($\times 0.7 = 173,180$ 円)
検事19号	240,800円	($\times 0.7 = 168,560$ 円)
検事20号	234,900円	($\times 0.7 = 164,430$ 円)

(令和元年11月29日法律第59号による改正後の金額)

(5) 改正検察官俸給法附則第5条第2項において準則で定める者を除くこと及び同条第3項について

他の一般職の国家公務員であって、管理監督職勤務上限年齢制が適用される職員が育児短時間勤務を取得した場合の俸給については、改正一般職給与法附則第10項の人事院規則に定める職員として育児短時間勤務を取得した者を定めて同項から除外した上、同附則第12項の人事院規則において、権衡上必要があると認められる職員として定められることとなる。

この点、検察官についても国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）（以下「育児休業法」という。）が適用されること、改正検察庁法第22条第2項の規定により検事に任命された者が育児短時間勤務を取得した場合における俸給について、新たな規定を設ける必要がある。

そして、検察官の身分保障については、検察権は司法権と密接不可分な関係にあって、司法権の適正な実現のために検察権が公正妥当に行使されることが不可欠の前提となることから、他の一般職の国家公務員より厚いものとされており、身分保障に関わる事項で他の国家公務員において法律で定められているものについては、検察官についても法律で定める必要がある。

そこで、これらの者について、改正一般職給与法附則第10項及び第12項と同様に、改正検察官俸給法附則第5条第2項において、検察官俸給法第3条第1項に規定する準則で定める者を同項から除外する規定を設けるとともに、改正検察官俸給法附

則第5条第3項において、その俸給に関する規定を新設する。

なお、「検察官俸給法第三条第一項に規定する準則」とすることについては、改正検察官俸給法附則第5条第2項及び第3項に規定する事項は、検察官の給与に関する事項であることから、人事院規則ではなく、検察官俸給法第3条第1項に規定する準則に委任することが相当であるため、同準則に委任することとする。

(6) 定年引上げ後の検察官の俸給等に関する規定を附則第5条とする理由について

後記のとおり、本改正に伴って検察官俸給法についても原始附則を整理し、検察官俸給法附則第6条及び第7条を削るとともに、本則と通し条名となっている原始附則を独自の条名のものに改める。

そして、附則に規定する事項は、当該法令の施行期日、当該法令の各規定の適用関係、当該新しい法令の制定に伴う既存の法令についての改廃規定などであり、その規定の順序については、当該法令の施行期日に関する規定が最初に置かれることは決まっており、経過規定の後に既存の他法令の改正規定が置かれることもまず変わらないとされているが、これら以外の規定の順序については、当該法令の性格及びその中で当該規定の重要性などにより柔軟性が認められるとされている（法制執務研究会編「新訂 ワークブック法制執務（第二版）」270頁）。

この点、今般の検察官俸給法の一部改正によって新たに設けるのは定年引上げ後の検察官の俸給に関する経過措置の規定であり、前記の附則の規定の順序に関する考え方に鑑みれば、同規定を、同じく経過措置を規定する検察官俸給法附則第10条（改正検察官俸給法附則第4条）の次条となる、改正検察官俸給法附則第5条に定めることに支障はないものと考えられる。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

② 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、単身赴任手当を支給する。

【第5条関係】 検察官の俸給に関する法律の一部改正

③ 寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。

第二条 検察官の俸給月額、別表による。第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

② 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

附 則

第五条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六条 この法律の規定による俸給その他の給与（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

② 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給与は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給与の内払とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八条第一項第五号の給与とみなす。

第七条 検察官の俸給等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八条 この法律の規定は、国家公務員法の如何なる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

第十条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たっては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 検事総長 百分の二十

二 東京高等検察庁検事長 百分の十五

三 次長検事及びその他の検事長 百分の十

四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七

五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七

六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七

② 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

③ 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「検察官の俸給に関する法律附則第6条について」
(検察庁法第25条の読替え等)

第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用については、検察庁法第二十五条中「前三条」とあるのは「前三条又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

1. 規定の趣旨

本条は、第1項において、新設されることとなった一般職給与法附則第15項に倣い、当分の間、現行定年を超える検察官の俸給月額につき100分の70を乗じて得た額とすることなどを規定した検察官俸給法附則第5条第1項を検察官の身分保障規定（検察庁法第25条）の例外とするなどの読替規定を設け、第2項において、本条第1項の規定が国家公務員法の特例である旨の規定を設けるものである。

2. 規定の内容

(1) 第1項について

他の一般職の国家公務員については、定年の引上げに伴い、改正一般職給与法附則第8項を新設し、当分の間、60歳超職員の給与を7割水準とする措置（以下「給与7割措置」という。）が設けられるところ、同規定については、「本来的に予定されている範囲を超える不利益な変動として「分限」の性質を含むものと整理することが適当と考えられる」とされた。その結果、同項は、国家公務員の身分保障を定めた国家公務員法第75条第2項に規定する「降給」と位置付けられ、改正一般職給与法附則第15項において、その旨の読替規定が新設されることとされた。

このように、給与7割措置が「降給」と位置付けられた理由については、給与7割措置は、**本来は60歳前後で給与水準が維持されることが必要である中**、当分の間の措置として60歳超職員の**給与を引き下げるものであるところ**、情勢適応の原則による俸給表改定や、給与構造改革等による配分見直し等、その他の給与が減額となる措置とは異なり、情報提供・意思確認の規定を設け（改正国家公務員法附則第9条）、また、できる限り速やかに給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう所要の措置を講ずる旨を定めた規定を設けて（本改正法附則第15条第2項）職員の不利益を緩和する措置を講じているなど、特例的性質を有するためとされている。

現行定年**を超える**検察官の俸給月額に関しては、他の一般職の国家公務員に倣い、改正検察官俸給法附則第5条第1項において、**現行定年を超える検察官に適用される俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする旨**の規定を新設するところ、同

規定は、改正一般職給与法附則第8項に倣ったものであって、その趣旨を同じくするものである。また、検察官についても、他の一般職の国家公務員と同様に、情報提供・意思確認の規定を新設し、できる限り速やかに給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう所要の措置を講ずる旨を定めた本改正法附則第15条第2項の適用を受けることとされている。

さらに、検察官の身分保障については、検察権は司法権と密接不可分な関係にあって、司法権の適正な実現のために検察権が公正妥当に行使されることが不可欠の前提となることから、他の一般職の国家公務員より厚いものとされているところ（伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」152頁）、同じ趣旨で新設される同様の給与7割措置について、他の一般職の国家公務員については身分保障の例外規定を必要とし、検察官についてはそれを不要とすることは、前記の検察官の身分保障に関する基本的な考え方と整合しない。

そのため、検察官についても、検察官俸給法の原始附則において、改正検察官俸給法附則第5条第1項の規定が検察官の身分保障を定めた検察庁法第25条の例外であることを規定する読替規定を置くものとする（改正検察官俸給法附則第6条第1項）。

また、職員の意に反して降給するなど著しく不利益な処分を行おうとするときは処分事由説明書を交付しなければならない旨規定する改正国家公務員法第89条第1項につき、他の一般職の国家公務員に関する給与7割措置については、任命権者の行為によらず一定の要件を満たしたことにより法律上当然にその効果が発生したにすぎないものであることから、処分事由説明書を交付する必要はないこととされた（改正一般職給与法附則第15項）。

この点、検察官については、改正国家公務員法第89条第1項が直接適用されるところ、現行定年を超える検察官の俸給を減額することを定めた改正検察官俸給法附則第5条第1項についても、任命権者の行為によらず一定の要件を満たしたことにより法律上当然にその効果が発生するものであるから、他の一般職の国家公務員と同様に、処分事由説明書を交付する必要はないものと考えられる。

そのため、改正一般職給与法附則第15条と同様に、改正国家公務員法第89条第1項の読替規定を置くものとする。

(2) 第2項について

新設する改正検察官俸給法附則第6条第1項は、検察官の職務と責任の特殊性に基づき他の一般職の国家公務員の特例が定められた検察官の身分保障に関して設ける特例であるといえる。

そのため、同項は、改正国家公務員法附則第4条にいう、「職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合」であることから、検察庁法第32条の2（改正検察庁法第31条）と同様、国家公務員法の特例であることを明示するための規定を置くものとする。

【第5条関係】 検察官の俸給に関する法律の一部改正

(参照条文)

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二條乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第七十五条 （略）

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

②・③ （略）

附 則

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

「検察官の俸給等に関する法律附則第5条から第10条について」

第五条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六条 この法律の規定による俸給その他の給与（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

② 昭和二十三年一月一日以降すでに支給された俸給その他の給与は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給与の内払いとみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八条第一項五号の給与とみなす。

第七条 検察官の俸給等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八条 この法律の規定は、国家公務員法の如何なる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第九条 副検事の俸給月額、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

第十条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たっては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 検事総長 百分の二十

二 東京高等検察庁検事長 百分の十五

三 次長検事その他の検事長 百分の十

四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七

五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七

六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七

② 前項の規定により俸給の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

③ 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

1. 規定の趣旨

検察官俸給法の原始附則のうち、既に実効性を喪失した第6条及び第7条を削り、その他の附則の条名を附則独自の条名に改めるとともに、定年引上げ後の検察官の俸給等を規定する附則の条文を新設するなどの改正を行う。

2. 改正の趣旨及び内容

(1) 検察官俸給法の原始附則の構成

検察官俸給法の原始附則は、第5条から第10条で構成されているところ、そのうち附則第5条から同第8条までは検察官俸給法の制定時のもの、附則第9条は検察官俸給法の一部改正法（昭和48年法律第99号）により追加されたもの、附則第10条は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」の趣旨を踏まえた検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第5号、以下「平成24年一部改正法」という。）により追加されたものである。

(2) 規定を維持する附則

第5条及び第8条については、法律の施行時期及び他の法律との関係等を規定したものであり、これらの附則は維持するのが相当である。

また、第9条は、副検事の俸給月額について、特別のものに限り、俸給法第2条別表によらない額とすることができる旨の規定であるところ、その適用を受ける職員が現存する上、副検事特号の存続や俸給表への組入れの要否等については、副検事特号を取り巻く状況の変化等を考慮しつつ検討していくべき事項であり、実効性を喪失していないことから、規定を維持する必要がある。

次に、第10条は、平成24年4月1日から同26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における検察官に対する俸給の支給に当たり、当該俸給月額に一定割合を乗じて得た額を減じて支給することなどを定める規定であるところ、新たに同条の適用を受けて俸給が支給される職員はいない。

しかしながら、同条は、検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）の適用の特例を定める平成24年一部改正法第2条に引用されており、今後においても、検察官が特例期間中に公務上の災害を受けたことにより、補償法第4条第4項の規定に基づき検察官の給与額を計算する場合に適用されることから、実効性は喪失しておらず、規定を維持する必要がある。

なお、今般の改正に伴い、本則と通し条名となっている附則については、附則独自の条名に改めることが相当であることから、第5条を附則第1条に、第8条から第10条を附則第2条から第4条に、それぞれ改める。

併せて、平成22年1月30日付け内閣法制局長官決定「法令における漢字使用等について」に従った表記とし、国家公務員法の法律番号を示す必要があるため、改正対象とする第8条中の「の如何なる」を「(昭和二十二年法律第百二十号)のいかなる」に改める。

(3) 規定を削る附則

第6条第1項は俸給法の遡及適用を定める規定であり、同条第2項は昭和23年1月1日以降検察官俸給法の施行日である昭和23年7月1日までの間にすでに支給された俸給その他の給与に関するみなし規定であるところ、いずれも既に実効性を喪失しているため、削ることが相当である。

【第5条関係】 検察官の俸給に関する法律の一部改正

なお、所得税法（昭和22年法律第27号）は昭和40年法律第33号により全部改正されているが、当該改正の際、第6条2項は改正されておらず、同項は、その時点で実効性を喪失していたと考えられる。

次に、第7条は、検察官の俸給等の応急措置に関する法律（昭和22年法律第66号）を廃止する規定であるところ、既に実効性を喪失しているため、削ることが相当である。

(4) 規定を新設する附則

今般の改正により新設する定年引上げ後の検察官の俸給等に関する規定は、整理後の原始附則に追加する。

(参照条文)

○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（昭和24年法律第2号）

第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給法	職務の級又は号俸	割合
行政職俸給法（一）	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七

(以下略)